

様式例（法第14条第2項第10号関係）

○ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類

業務名 (定款に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の 実施予定日時	当該業務の 実施予定場所	従業者の 予定人数	予定される収入及び支出額 (単位：千円)
※ 消費者被害の被害回復事業	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づき、消費者の財産的被害の回復を行う。	随時	当団体事務所など	4名	収入 2,450 支出 1,282
各種消費者被害者への救済・支援事業	差止請求権の行使の経過や結果、申入れに基づく経過や結果をホームページに掲載することにより公表する。記者会見や記者発表及び報道機関と情報交換をすすめる。行政措置の発動の申し出などを行い、被害者の救済及び支援を行う。	随時	当団体事務所など	4名	収入 0 支出 831
各種消費者問題の調査・研究事業	①事業名「消費者問題の調査・研究事業」 他団体や行政主催のシンポジウムなどに出席したり、必要な書籍を購入するなどし、消費者問題の調査・分析を行う。	随時	当団体事務所ならびにシンポジウム会場など	4名	収入 0 支出 210
	②事業名「公正な市場の実現」にむけて、事業者と協働する、「双方向コミュニケーション事業」 事業者と消費者双方にとって、「健全・公正、安心な市場」の実現は、それぞれの活動に不可欠の基盤であり、公共的な目標である。そのためには、法的・行政的な措置と合わせて、当事者である事業者・消費者の協働が不可欠である。 協働の課題として、個々の事業者(団体)の製品・サービス・契約内容とその情報の「品質の適正さ・わかりやすさ(選択性・優位性・競争力)」を高め、結果として市場の信頼を得る取り組みとなる。その決め手となる「双方向のコミュニケーション」の事例研究	研究会年4回開催 セミナー年1回開催	当団体事務所ならびに事業者及び事業者団体事務所	3名	収入 220 支出 966

	会を行う。				
各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業	消費者団体訴訟制度のさらなる充実を求める提言(請求対象の拡大=特定商取引法および民法90条による差止請求など)、実効性のある集団的損害回復制度への提言、行政処分との関係性の提言など	不定期	当団体事務所など	1名	収入 0 支出 461
各種消費者問題に関する各種啓発事業	公開学習会やシンポジウムの開催及び講師派遣 消費者被害や消費者政策に対する情報提供など消費者に対する啓発を行う	6月、10月、3月 (予定)	別途会場を準備	3名	収入 0 支出 550
各種消費者問題に関する広報出版情報収集提供事業	①事業名「消費者問題に関する広報出版情報収集提供事業」 当団体の活動内容の情報提供をはじめ、各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供を行うためKC's NEWSの定期発行やメルマガ、その他わかりやすいパンフレットなどを提供する	KC's NEWSは2ヶ月に一度 メルマガは月2回	当団体事務所	1名	収入 10 支出 1,651
	②事業名「こもんず『教えて!暮らしのアドバイス』作成」 近畿ろうきんの発行する情報提供紙「こもんず」の、消費者啓発コーナー「教えて!暮らしのアドバイス」を作成し、消費者への消費者被害防止の啓発を行う	各四半期に一回発行	当団体事務所	1名	収入 200 支出 151
他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	①事業名「他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業」 他の消費者団体や関係諸機関と連携し、消費者被害情報の交流を進めるとともに、当団体の活動内容や情報提供を行う	随時	当団体事務所及び他の消費者団体事務所	4名	収入 0 支出 718
	②「会議室の賃貸事業」 他の消費者団体や関係諸機関に対し、当団体の会議室を貸出し、各団体の利便性を図るとともに、会議室の有効活用を図る	随時	当団体会議室	1名	収入 90 支出 64

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「予定される収入及び支出額」については、経理的基礎を有することを証する書類(法第14条第2項第8号)として提出される「認定後3年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」を踏まえ記載すること。